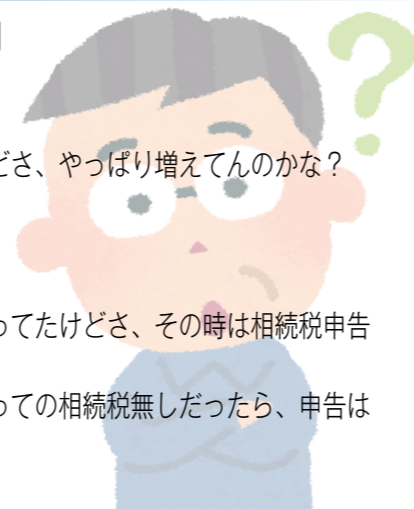


「なごの相談所」のお話 vol 23 今月のテーマ 「相続税申告」



あなた：こんちゃ～、先生。
 なごの：はい、こんにちは。
 あなた：先生、相続税申告って最近、耳にするって言うか、周りで聞くことが増えたと思うけどさ、やっぱり増えてんのかな？
 なごの：そうですね。平成 27 年の相続税改正以降、おおむね倍増したと言われています。
 あなた：へえ～、そうなんだ。だけど、みんな税金を納めるわけじゃないだろ。
 なごの：相続税も基礎控除という課税基準額を超えないと納税の必要はないですね。
 あなた：俺の知り合いのトコが、その基礎控除ってのが超えてたけど相続税は無かったって言ってたけどさ、その時は相続税申告って、出さなくてもいいんだろ？
 なごの：相続税額が計算されない理由はいくつかあると思いますけど、相続税計算の特例を使っただけで相続税無しだったら、申告は必要です。
 あなた：えっ、税金が無くても申告するの？
 なごの：そうですね、相続税の特例は申告することが適用の条件になっています。つまり、申告があつて初めて特例が有効になると言えます。
 あなた：あっ、そうなんだ。そうするとさ、税理士の先生にも報酬、払わなければならぬよね～。
 なごの：自分で申告書を作れるなら自分で提出していただければと思いますけど、自分でできないことをやっていただくのですから、適正な報酬を支払うべきでしょうね。
 あなた：そのさあ、「適正」ってのが、難しいんだよ。安くやってくれば良いと思っても、後で税務調査になっても嫌だしさ。税理士によって、「相続税」が得意・不得意ってあるでしょ。
 なごの：そうですね、必ずしも税理士全員が相続税申告書を正しく計算できるとも思えませんね。
 あなた：どうやったら、良い先生に会えるかねえ。
 なごの：相続税や相続に関する情報を発信している先生やセミナーに参加してみることでいいかな。どういう情報を提供しているかによって専門か否か分かりますよ。
 あなた：うげっ、俺もセミナーとか行くの？ 今さら？
 なごの：誰のために、良い先生を見つけて相続税の申告を依頼するのでしょうか？
 あなた：家族のためだよ！
 なごの：では、家族のためと思ってセミナーに行きますか？
 あなた：ん～、この年齢で勉強か～。…でも頑張ってみるか！
 なごの：その調子です。頑張らしましょう！

※この会話の再現は、あくまでも相談現場の会話の再現です。法律用語を、分かりやすい言葉に換えたり、細かな説明は省略させていただいております。また、実際の法律の適用においては当相談所、専門家、または各役所へご相談ください。

債権者からの連絡

「相続放棄」その2



こんにちは。司法書士の林清忠です。今回も「相続で知っておくべきこと」と題してお話しさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回、亡くなった方に子供がいるのに兄弟姉妹の方が「自分が相続人だ」と気が付くのは、ほとんどの場合、亡くなった方の債権者からの連絡があるからとお話ししました。どんな連絡方法かというと、亡くなった方の債権者の代理人弁護士事務所からの内容証明郵便で通知(いきなり裁判所からではないという意味)が来るということが一般的だと思います。内容証明郵便の場合、受け取った方もびっくりするんですが、実は親切な通知方法であると思います。受け取った人も「ああ大変だ!」と思って早速、専門家に相談する方が多いと思います。しかし、「普通ハガキ」で通知が来る場合もあります。普通ハガキだったりすると、ひょっとすると、「架空請求だな!」とか「先日、つい閲覧してしまったアダルトサイトのせいかな?」と思ってしまうかもしれませんが、それを放置しておくで相続放棄ができなくなってしまうこともあり、大変なことになります。

相続放棄は「自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内」にしなければなりません。通常、このような場合、亡くなってから3か月以上経過した後に通知が来るので、なんだか気持ち悪いのですが、通知を受け取ってからすぐに手続きをすればそれでいいのです。決して、放置はしないでください。明らかにおかしい架空請求の場合は、相手にしなくてもいいのですが、ご自分で判断できない場合はご相談ください。愛知商工連盟協同組合には、頼りになる専門家が多数いますので、いつでもお気軽にご相談ください。

ASK外国人介護職人材受入れ事業の説明会を開催

2018年8月3日(金曜日) 於：アイリス愛知



2018年8月3日、中区丸の内アイリス愛知にて愛知商工連盟協同組合(ASK)国際事業部が取り組む外国人介護職人材受入れ事業の説明会を開催しました。ASKの外国人技能実習でお世話になっている介護事業所の方をはじめとした関係者の方々にお集まりいただき、国際事業部スタッフとも改めて交流する機会とさせていただきます。

ASKの鹿島均理事長のあいさつの後、国際事業部スタッフよりASKの「外国人介護職人材の受入(監理)事業」についてスライドを使っての説明がありました。日本での高齢化と介護の現状、外国人技能実習制度という制度について、それに「経済財政運営と改革の基本方針2018(仮称)」、いわゆる「骨太の方針」による新たな外国人材の受入れ制度、ASKの外国人技能実習制度の監理の在り方などについて、お話しさせていただきました。

その後、ASKの介護事業のスーパーバイザーである袖山卓也氏と木全伸夫氏、経営コンサルティング全般を行う株式会社森本総合事務所代表である森本和義理事からも話がありました。袖山氏は海外の介護事情について解説。外国人に「日本の介護はすごい」と言われるような未来像を示し、日本の介護資格のブランディングの必要性などを話しました。木全氏からは「ASKだからこそ(外国人介護職人材受入れ事業で)できることがたくさんある」という旨の説明があり、また、森本理事は「今後、外国人材の受入れの在り方に変化はあるが、中小・零細企業へも細かい対応ができるところがASKの強み」といった話を披露しました。

その後の懇親会では、参加者が名刺を交換し、親睦を深めました。

制度 news

新たな外国人材の受入れ制度を創設

深刻化する企業の人材不足に対して外国人材受入れを拡大する動き

現在、外国人技能実習制度を推進する当・愛知商工連盟協同組合国際事業部では、今年4月からスタッフを増員。常勤スタッフが受入れ企業と外国人実習生に対して万全の体制で、より一層の細かなサポートを行っています。そんな中、外国人材の受入れに関して新しい制度が創設されます。

それが明らかにされたのは、平成30年6月5日の経済財政諮問会議で提示された「経済財政運営と改革の基本方針2018(仮称)」、いわゆる「骨太の方針」においてです。

ここには、従来の「技能の移転」を趣旨とした外国人技能研修とは違い、「深刻な人手不足に対応するため」の制度であることが明記されています。

この新制度のスタートは来年2019年4月で、当面は建設、農業、宿泊、介護、造船業の5業種が対象となっています。その上で「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく」とされています。外国人材に求める技能水準も日本語能力水準も、それぞれの業界が定めていくことになりそうです。

さらに、新制度による外国人材の在留期間の上限は通算5年で、家族の帯同は基本的に不可ですが、「より高い専門性を有すると認められた者」は在留期間の上限がなくなり、家族帯同を認められる可能性もあるようです。また、従来の外国人技能実習制度と併用すれば、最大10年の在留も可能になります。

とてもありがたい制度のようですが、もちろん課題、問題点もあります。外国人材へのフォローは受入れ企業、または法務大臣が認めた登録支援機関が行うこととなりますが、本当に細やかなフォローが可能なのか、また、受入れ企業へのサポートはどうなるのか、不安視する声も上がっているのです。(編集部)



私たちASK愛知商工連盟協同組合は多くの専門家たちと連携して組合員様のおもいをサポートしていきます。社会保険、労務災害、労務協定、相続税、事業承継、起業、パワハラ、融資、求人、助成金、補助金等々、事業には様々な問題、対策がつきものです。一緒に解決しませんか。お問合せ・ご相談はASKサポート ☎へ!